

新行政棟・文化庁移転施設整備の基本・実施設計業務に係る公募型プロポーザル 募集要領

1 事業の趣旨・目的

本業務は、平成 33 年度中の文化庁の全面的な移転に向けて、主たる移転先となる「現京都府警察本部本館」（以下「本館」という。）の耐震改修と、現京都府庁 3 号館及び文化庁の機能を併せ持つ「新行政棟」の整備に係る基本設計及び実施設計を行うものである。また、京都府庁 1 号館に設置されている特別高圧受変電設備、非常用発電設備及び防災等総合監視設備のエネルギーセンター機能は、新行政棟へ移転することとし、そのための基本・実施設計も併せて行うものとする。

文化庁の京都移転については、平成 28 年 3 月にまち・ひと・しごと創生本部が決定した「政府関係機関移転基本方針」において、地方創生や文化財の活用など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転することが明確に示された。さらに、同基本方針には、文化財が豊かで伝統的な文化が蓄積している京都に文化庁を移転することによって、文化行政の企画立案の更なる強化や国際発信力の向上が期待できることなど、京都への移転の意義も記されている。

また、平成 29 年 7 月に文化庁移転協議会が取りまとめた「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」では、文化庁の移転先である本館は、京都で行われた昭和天皇の「即位の礼」に合わせて建設された京都の近代化遺産であることから、その保存・継承を図ることは文化的価値が高いことを指摘し、それを選定理由の一つとして掲げている。

こうした背景の下、京都御所の西約 200m に位置する京都府庁敷地において、文化庁の全面的な移転に向けた施設整備計画が進められてきた。敷地内には明治 37 年に竣工し、今も活用されている現役の庁舎としては日本最古の「京都府庁旧本館」（平成 16 年に国の重要文化財に指定されている）をはじめ、歴史的価値を有する数々の近代建築が軒を並べている。現役の警察本部庁舎として日本最古となる本館は、そのような由緒ある敷地の一角に立地しているのである。

そこで、これまでの検討を踏まえて、歴史的な町並みや近代建築の景観などのさまざまな時代の様相が交錯する地にあって、歴史的建造物である「本館」を文化庁として保存・活用するとともに、本館に入りきらない文化庁の機能と現京都府庁 3 号館の機能とを併せ持つ「新行政棟」を増築することにより、文化庁エリアの独立性・シンボル性の確保に配慮しつつ、本館と新行政棟を統合した文化的価値の高い景観を有する総合的な環境づくりを求める公募型プロポーザルを実施する。本プロポーザルの目的は、この難題に豊かな発想力と確かな技術力をもって取り組み、創造的な解決をもたらす基本・実施設計の業務を遂行できる設計者を選定することである。

2 業務概要

- (1) 業務名 新行政棟・文化庁移転施設整備に係る基本・実施設計業務
- (2) 業務内容 別紙「建築設計業務委託特記仕様書」「設計概要書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から平成 32 年（2020 年）3 月 16 日まで
なお、基本設計は平成 31 年 3 月 20 日までに完了すること。
- (4) 委託上限額 228,601 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本業務に参加を希望する者は、次に掲げるすべての要件を満たす単体企業又は設計共同企業体であること。設計共同企業体については、構成員の数を2者とし、すべての構成員がすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者であつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録をしていること。
- (8) 本業務公示時点において、直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士が5名以上所属していること。
- (9) 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、本業務公示時点において、技術提案に参加する者と直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。また、管理技術者は、一級建築士の資格を取得後、10年以上の実務経験があること。
- (10) 国、地方公共団体、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人、地方公社、地方独立行政法人、公立大学法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する法人が発注する委託で、平成15年度以降に完工した、延床面積が4,000平方メートル以上の建築物の新築又は増築部分の床面積が4,000平方メートル以上の建築物の増築に係る基本又は実施設計業務の元請としての実績を有する者であること(共同企業体の場合は、出資比率が1を出資者数で除した割合の60パーセント以上の者に限る)。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府政策企画部文化庁移転準備室
電話 (075)414-4320 FAX (075)414-4389
電子メール bunkacho@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：平成30年7月13日（金）から平成30年9月5日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>)からダウンロードできる。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア 提出期限：平成30年7月26日（木）正午まで（必着）

※ 提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

エ 提出書類：別紙「参加表明書及び技術提案書作成要領」（以下、「作成要領」という。）
参照

オ 参加表明書に関する質疑・回答

(ア) 受付期間：平成30年7月13日（金）から平成30年7月18日（水）午後5時まで（必着）

(イ) 質疑方法：質疑書（様式7）を持参のほか、郵送、FAX又は電子メールにより上記イに提出すること。

(ウ) 回答日時：平成30年7月20日（金）

(エ) 回答方法：質問への回答は京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>)に掲示し、個別には回答しない。

(4) 技術提案書の提出を求める者の選定及び通知

上記(3)エの提出書類をもとに、別紙「新行政棟・文化庁移転施設整備に係る基本・実施設計業務に関する公募型プロポーザル方式評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で、新行政棟・文化庁移転施設整備に係る公募型プロポーザル方式選定会議（以下「選定会議」という。）において、技術提案書の提出を求める者として評価点上位の5者程度を選定し、技術提案書提出要請書を送付する。

(5) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア 提出期限：平成30年9月5日（水）午後5時まで（必着）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

エ 提出書類：別紙「作成要領」参照

オ 技術提案書に関する質疑・回答

(ア) 受付期間：技術提案書提出要請後から平成30年8月13日（月）午後5時まで
（必着）

(イ) 質疑方法：質疑書（様式7）を持参のほか、郵送、FAX 又は電子メールにより
上記イに提出すること。

(ウ) 回答日時：平成30年8月22日（水）

(エ) 回答方法：質問への回答は京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」
（<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>）に
掲示し、個別には回答しない。

5 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

技術提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所等
については、技術提案書提出要請とあわせて通知する。

(3) 評価方法

参加表明書、技術提案書について（技術提案書はプレゼンテーション及びヒアリング
を実施）、評価基準に基づき、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。
本件に係る外部有識者は次のとおり。

【外部有識者】（五十音順、敬称略）

石田 潤一郎 武庫川女子大学客員教授、京都工芸繊維大学名誉教授

西山 峰広 京都大学大学院教授

門内 輝行 大阪芸術大学教授、京都大学名誉教授

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で、参加表明書
及び技術提案書の総合点が最も高い者を、選定会議において契約の相手方の候補者
として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、委託業務参考見積価格の金額が最も安価な者を契約の
相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、
当初提案の金額の範囲内で委託業務参考見積価格を再作成し、再提出された委託業
務参考見積価格の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が72点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 委託業務参考見積価格の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

技術提案書の提出を求める者の選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、候補者選定後、技術提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。候補者選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点
 - ※ (1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※ 参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名
- (4) 候補者の技術提案書（様式5により提出された提案内容）

なお、技術提案書の提出を求める者として選定されなかった者及び技術提案書を提出した者のうち委託候補者として選定されなかった者が、本通知日の翌日から起算して5日以内に、書面（様式任意）により4(1)の担当部署に対して、非選定理由に係る説明を請求することができる。

7 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則159条第2項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いのほか、保証会社の保証を条件として業務着手後に各年度の支払限度額の3割以内の額を前払金として請求できる。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

8 留意事項

- (1) 参加及び辞退に係る取扱い
 - ア 単独で参加する者は設計共同企業体の構成員として参加できず、設計共同企業体の構成員として参加する者は単独で参加できない。
 - イ 参加表明書及び技術提案書については、1者又は1設計共同企業体につき1提案に限る。
 - ウ 参加表明書の提出後に辞退する場合は、具体的な理由を付して書面により届け出るものとする（様式任意）。
- (2) 提出された書類に係る取扱い
 - ア 提出された書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

- イ 提出のあった書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
 - ウ 提出された書類は返却しない。
 - エ 技術提案書等の著作権は、提案者に帰属するが、公表等の使用については、提案者は承諾するものとする。
 - オ 技術提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
 - カ 提出した書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
 - キ 書類を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (3) その他
- ア 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
 - イ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
 - ウ 参加者が1者又は1設計共同企業体の場合は、本プロポーザルを中止することがある。
 - エ 本業務及び本業務に直接関係する他の設計業務等の受託者及びその関連企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員をかねている者）は、今後発注する予定の新行政棟・文化庁移転施設整備に係る工事の請負者となることはできない。

9 Summary

- (1) Main content of contract:
Basic and practical design for construction on the new building and facilities of the Agency for Cultural Affairs
- (2) Deadline for submission of application documents for qualification confirmation:
12:00 p.m. on 26th July, 2018
- (3) Deadline for submission of documents related to technical proposal:
5:00 p.m. on 5th September, 2018
- (4) For further information on technical proposal, please contact:
Office for Relocation of the Agency for Cultural Affairs
Department of Policy Planning
Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-Nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyō-ku
Kyoto-City, Kyoto Prefecture
602-8570 Japan
TEL. (075) 414-4320